

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年8月14日

金曜日

第4675号

目次

公 告	
○開発行為の工事完了	1
○建設業の許可の取消し	
○採石業務管理者試験の実施	2

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 2 年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡入善町櫛山743番 3、743番4、744番1、 745番1及び769番3			福岡県福岡市博多区 博多駅東二丁目10番 1号第一福岡ビルS 館4階	株式会社コス モス薬品

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

令和2年8月6日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 大田建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 富山市上滝 146番地
- (3) 代表者の氏名 大田 清夫
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般-29）第 14338号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

大田建設株式会社の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第60条、第96条の6第1項及び第198条の罪により、懲役1年6月執行猶予3年の判決を令和2年3月18日に言い渡され、その判決が同年4月2日に確定した。

また、同社取締役は、刑法第60条及び第96条の6第1項の罪により、懲役10月執行猶予2年の判決を令和2年3月18日に言い渡され、その判決が同年4月2日に確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和2年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 令和2年10月9日（金） 午前10時から正午まで
ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により試験を中止（延期）する
場合がある。
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室

2 受験手続

受験願書を令和2年8月24日（月）から令和2年9月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に富山市新総曲輪1番7号富山県商工労働部立地通商課（富山県庁東別館4階）に提出すること。

なお、郵送による申込みは、令和2年9月4日（金）までの消印のあるものに限る。また、持参する場合の受付時間は、上記の期間中午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、可能な限り郵送で送付すること。また、受験により都道府県をまたぐ移動を行わないよう、可能な限り居住都道府県で受験すること。

3 その他

詳細については、富山県商工労働部立地通商課（電話076-444-3244）に問い合わせること。
